

改正

平成17年12月19日規則第259号
平成19年3月22日規則第16号
平成19年9月28日規則第65号
平成20年1月10日規則第1号
平成20年3月25日規則第18号
平成20年10月6日規則第67号
平成21年3月26日規則第17号
平成22年3月25日規則第9号
平成24年12月25日規則第61号
平成25年3月18日規則第9号
平成25年12月24日規則第54号

佐野市医療費助成に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐野市医療費助成に関する条例（平成17年佐野市条例第120号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(受給資格者証の交付申請)

第3条 条例第5条の規定による交付申請は、条例第3条各号に掲げる医療費の医療費受給資格者証交付申請書（別記様式第1号から別記様式第4号まで。以下「交付申請書」という。）に、医療保険各法に規定する保険者又は組合から交付された被保険者証又は組合員証（以下「被保険者証等」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 重度心身障がい者医療費の交付申請書には、前項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 条例第2条第7号アに規定する者にあつては、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）又は医師の診断書

(2) 条例第2条第7号イに規定する者にあつては、療育手帳又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条に規定する精神保健福祉センター又は精神科医による判定書（以下「判定書」という。）

(3) 条例第2条第7号ウに規定する者にあつては、療育手帳又は身体障害者手帳若しくは医師の診断書及び判定書

3 ひとり親家庭医療費の交付申請書には、第1項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 国民年金法（昭和34年法律第141号）等公的年金各法による遺族基礎年金、遺族厚生年金等の公的年金（以下「公的年金」という。）又は児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者は、公的年金証書若しくは児童扶養手当証書

- (2) 前号に定める公的年金又は児童扶養手当の未受給者にあつては、次に掲げる書類
- ア 配偶者と死別又は離婚し、現に婚姻をしていない者にあつては、戸籍謄本
 - イ 世帯全員の住民票
 - ウ 扶養者が父又は母の場合は、その監護する児童の父又は母から当該児童についての扶養義務を履行するための費用として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得（養育費）に関する申告書
 - エ 配偶者が精神又は身体の障がいにより長期にわたり労働能力を失っている者にあつては、医師の診断書
 - オ 配偶者が法令により引き続き1年以上拘禁されているためその扶養を受けられない者にあつては、刑務所長等の証明書
 - カ 配偶者が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令を受けた者にあつては、その事実を明らかにする書類
 - キ アからカまでに掲げる以外の者にあつては、福祉事務所長又は民生委員の証明書
- (3) 扶養者、扶養義務者又は扶養者の配偶者がその年（1月から7月までの間に申請する場合においては、前年）の1月1日において市内に住所を有しなかったときは、その者の1月1日現在の住所地の市町村長の前年（1月から7月の間に申請する場合においては、前前年）の所得額の証明書

- (4) 前3号に掲げるもののほか、事実関係を明らかにする書類
(受給資格者証の交付)

第4条 市長は、条例第5条の規定により申請する者が条例第4条各項に規定する助成対象者に該当するときは、条例第3条各号に掲げる医療費の受給資格者証（別記様式第6号から別記様式第9号まで。以下「受給資格者証」という。）を申請者に交付する。

(助成対象者の受給資格)

第5条 妊産婦医療費の助成対象者は、妊産婦となった日（妊産婦が転入したときは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定による転入届が受理された日）にその受給資格を取得する。

2 こども医療費の助成対象者は、こども医療費の助成の対象となるこども（以下「対象のこども」という。）が出生した日（対象のこどもが転入したときは、住民基本台帳法第22条の規定による転入をした日（以下「転入日」という。))にその受給資格を取得する。

3 重度心身障がい者医療費の助成対象者は、重度心身障がい者医療費受給資格者証の交付の申請の日の属する月の初日にその受給資格を取得する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日とする。

- (1) 転入日の属する月に重度心身障がい者医療費受給資格者証の交付の申請をしたとき 転入日（転入日及び重度心身障がい者医療費の助成対象者の受給資格に該当した日が当該申請の日と同一の月であるときは、いずれか遅い日）
- (2) 県内他市町において重度心身障がい者医療費受給資格者証の交付を受けていた者が転入日の属する月の翌月かつ転入日から起算して15日以内に重度心身障がい者医療費受給資格者証の交付の申請をしたとき 転入日
- (3) 市の区域内に住所を有し、かつ、県内他市町の重度心身障がい者医療費受給資格者証の交付を受けていた者が新たに栃木県後期高齢者医療広域連合の行う後期高齢者医療の被保険者となつ

たことにより、当該被保険者となった日の属する月に重度心身障がい者医療費の助成対象者となったとき 当該被保険者となった日

4 ひとり親家庭医療費の助成対象者の受給資格期間は、ひとり親家庭医療費受給資格者証の交付の申請の日の属する月の初日（ひとり親家庭医療費の助成対象者の受給資格に該当した日の属する月に申請したときは当該受給資格に該当した日、ひとり親家庭医療費受給資格者証の更新を行ったときは8月1日）から翌年の7月31日（1月1日から7月31日までの間にひとり親家庭医療費受給資格者証の交付を受けたときは、その交付を受けた年の7月31日）までとする。ただし、対象児童が18歳に達することにより当該受給資格を喪失することが予定される助成対象者については、当該対象児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。

5 第3項ただし書の規定は、ひとり親家庭医療費の助成対象者の受給資格の取得について準用する。

6 助成対象者は、喪失の事由が発生した日の翌日にそれぞれの受給資格を喪失する。

（ひとり親家庭医療費受給資格者証の更新）

第6条 ひとり親家庭医療費の助成対象者は、8月1日から同月31日までの間にひとり親家庭医療費受給資格者証更新申請書（別記様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請する者が条例第4条第4項各号のいずれにも該当しないときは、ひとり親家庭医療費受給資格者証を申請者に交付する。

（受給資格者証の再交付）

第7条 助成対象者は、受給資格者証を破損し、汚損し、又は紛失したときは、医療費受給資格者証再交付申請書（別記様式第12号）を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

（受給資格者証の提示）

第8条 助成対象者は、医療を受けるとき（こども医療費にあつては、対象のこどもが医療を受けるとき）は、医療機関等に受給資格者証を提示するものとする。

（助成の申請）

第9条 条例第7条の規定による助成の申請は、それぞれの医療費の医療費助成申請書（別記様式第13号から別記様式第16号まで。以下「助成申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請方法は、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による発送又は市の窓口持参のいずれかによるものとする。

（助成の決定）

第10条 市長は、前条の助成申請書を受理したときは、その内容を審査し、当該助成申請書に係る助成の額を決定し、助成するものとする。

（届出事項）

第11条 助成対象者（重度心身障がい者医療費の助成対象者を除く。）は、受給資格者証の記載事項又は助成金の振込先に変更があったときは、医療費受給資格変更届（別記様式第18号）に受給資格者証を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、加入している医療保険（以下「加入保険」という。）に変更があったときは、変更後の被保険者証等を併せて添付しなければならない。

2 重度心身障がい者医療費の助成対象者は、条例第5条の規定により申請した事項又は振込先に変更があったときは、医療費受給資格変更届に受給資格者証を添えて、市長に提出しなければならない。

い。この場合において、加入保険又は被保険者証等の扶養者、被扶養者若しくは被保険者に変更があったときは、変更後の被保険者証等を併せて添付しなければならない。

(受給資格者証の返還)

第12条 助成対象者は、受給資格を喪失したとき（ひとり親家庭医療費にあっては、助成対象者のすべての者が受給資格を喪失したとき）は、速やかに受給資格者証を市長に返還しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年2月28日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐野市医療費助成に関する条例施行規則（昭和51年佐野市規則第7号）、田沼町妊産婦医療費助成に関する条例施行規則（昭和48年田沼町規則第4号）、田沼町乳幼児医療費助成に関する条例施行規則（昭和47年田沼町規則第1号）、田沼町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則（昭和51年田沼町規則第23号）、田沼町重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則（昭和48年田沼町規則第3号）、葛生町妊産婦医療費助成に関する条例施行規則（昭和48年葛生町規則第4号）、葛生町乳幼児医療費助成に関する条例施行規則（昭和47年葛生町規則第2号）、葛生町ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則（昭和51年葛生町規則第14号）又は葛生町重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則（昭和48年葛生町規則第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 第4条第3項の規定にかかわらず、合併前の田沼町又は葛生町の区域に住所を有している者が、特定疾患医療費受給資格について、平成17年2月28日に申請した場合における当該受給資格の始期は、平成17年2月28日からとする。

附 則（平成17年12月19日規則第259号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月22日規則第16号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月28日規則第65号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成19年9月28日から施行する。

附 則（平成20年1月10日規則第1号）

この規則中第1条の規定は平成20年4月1日から、第2条の規定は平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日規則第18号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月6日規則第67号）

この規則は、平成21年1月1日から施行する。ただし、別記様式第11号、別記様式第12号及び別記様式第18号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月26日規則第17号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日規則第9号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月25日規則第61号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月18日規則第9号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月24日規則第54号）

この規則は、平成26年1月3日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

別記様式第2号（第3条関係）

別記様式第3号（第3条関係）

別記様式第4号（第4条関係）

別記様式第5号 削除

別記様式第6号（第4条関係）

別記様式第7号（第4条関係）

別記様式第8号（第4条関係）

別記様式第9号（第4条関係）

別記様式第10号 削除

別記様式第11号（第6条関係）

別記様式第12号（第7条関係）

別記様式第13号（第9条関係）

別記様式第14号（第9条関係）

別記様式第15号（第9条関係）

別記様式第16号（第9条関係）

別記様式第17号 削除

別記様式第18号（第11条関係）